

# 軽自動車税（種別割）の税率

役場より納税義務者の方に「納税通知書」を送付いたします。5月末までにお納めください。

なお、自動車税と異なり軽自動車税には月割課税制度はありません。4月1日時点の所有者が4月2日以降に廃車・名義変更などをして、その年度の税金は全額納めていただく必要があります。税額については以下のとおりです。

## (1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

単位(円)

車 種		税率(年税額)
原動機付自転車	原付一種(総排気量50cc以下)	2,000
	原付二種(乙)(総排気量50cc超90cc以下)	2,000
	原付二種(甲)(総排気量90cc超125cc以下)	2,400
	ミニカー(総排気量20cc超50cc以下)	3,700
軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000
	その他	5,800
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000
被牽引車		3,600

## (2) 三輪、四輪以上の軽自動車

新車新規登録が平成27年4月1日以降の車両【※2】、新車新規登録から13年を超える車両(平成21年3月以前)【※3】については平成28年度より改正された税率が適用されますが、新車新規登録が平成27年3月31日までの車両【※1】については税率の変更はありません。

単位(円)

車 種		税率(年税額)		
		新車新規登録が平成27年3月31日以前【※1】	新車新規登録が平成27年4月1日以降【※2】	新車新規登録から13年を経過した車両【※3】
三輪(660cc以下)		3,100	3,900	4,600
四輪以上(660cc以下)	乗用	営業用	5,500	6,900
		自家用	7,200	10,800
	貨物用	営業用	3,000	3,800
		自家用	4,000	5,000

(注)新車新規登録の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

## (3) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

一定の環境性能を満たす車両については取得した日の属する年度の翌年度に限り、税率を軽課する特例措置が適用されます。

単位(円)

車 種		標準税率	75%軽減(1)	50%軽減(2)	25%軽減(3)
三輪(660cc以下)		3,900	1,000	2,000 (乗用営業用のみ)	3,000 (乗用営業用のみ)
四輪以上(660cc以下)	乗用	営業用	6,900	1,800	適用なし
		自家用	10,800	2,700	
	貨物用	営業用	3,800	1,000	
		自家用	5,000	1,300	

(1)電気自動車・天然ガス軽自動車で平成21年排出ガス規制10%以上低減車または平成30年排出ガス規制適合車

(2)営業用乗用車：令和2年度基準達成かつ令和12年度基準90%達成車両

(3)営業用乗用車：令和2年度基準達成かつ令和12年度基準70%達成車両

※(2)(3)については、ガソリン車、ハイブリット車で平成17年排出ガス規制75%低減車または平成30年排出ガス規制50%低減車にかぎりです。

※口座振替でお納めいただいた方については6月初旬に口座振替領収書を郵送いたします。

【お問い合わせ先】 町民課 税務係 ☎55-2314